

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）は、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）に対し、甲の〇〇〇〇及び〇〇〇〇業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の〇〇〇〇及び〇〇〇〇に対しての付帯する〇〇〇〇を業務とする。但し、〇〇〇〇等は業務に含まれないものとする。

第2条（委託期間）

委託業務の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。
ただし、期間満了〇ヶ月前までに相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知のなされない場合には、更に〇年間延長するものとし、以後も同様とする

第3条（委託料とその支払い）

甲が乙に対し支払う委託料は、〇〇万円（消費税別）とする。その支払いは乙が〇〇〇〇及び〇〇〇〇を甲に対して納品した月末締め翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第5条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

ただし以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- I. 甲または乙の責によらず公知となった場合
- II. 法令又は裁判により開示を要求された場合

第6条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条（契約解除）

甲及び乙は、本契約の条項に正当な理由なく違反した場合、相手方に通知することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

甲及び乙は、前項における契約解除に該当する場合、相手方に本契約を違反したことによる損害及び契約解除に伴う損害の賠償を請求することができる。

